

○財務省告示第七十六号  
 国債の発行等に関する省令（昭和五十七年大蔵  
 省令第三十号）第六条第十一项の規定に基づき、  
 平成二十九年五月十二日に発行した利付国債の発  
 行条件等を次のとおり告示する。

平成二十九年六月八日  
 財務大臣 麻生 太郎

一	二	三	四	五	六	七	八	九	十	十一	十二
名称及び記号	発行の根拠	法律及びその条項	振替法の適用等	発行方法	発行額	払込金額	最低額面金額	振替単位	発行日	発行価格	利率
利付国庫債券（十年）（第三百四十六回）	特別会計に関する法律（平成十九年法律第二十三号）第四十六条第一項	社債、株式等の振替に関する法律（平成十三年法律第七十五号。以下「振替法」という。）の規定の適用を受けるものとし、その振替機関は日本銀行とする。	募集取扱機関による募集の取扱	いによる発行	額面金額で五億二千四百四十万円	五億二千五百三十一万五百円	五万円	振替法の規定による振替口座簿の記載又は記録は、最低額面金額の整数倍の金額によるものとす。	平成二十九年五月十二日	額面金額百円につき百円七十五	銭 ○・一パーセント
各募集取扱機関は、払込金額に											

の払込み

加え、次の算式により算出した金額を第十八号に規定する期日に払い込むものとする。

$$\frac{\text{額面金額の総額} \times 0.1}{100} \times \frac{53}{365}$$

十三

初期利子

平成二十九年九月二十日を支払期とし、次の算式により算出した金額を支払う。ただし、支払期が銀行休業日に当たるときは、その翌営業日に支払う（以下、次号及び第十五号において規定する期日について同じ。）。

$$\frac{\text{額面金額}}{100} \times 1$$

十四

第二期以後の利子

毎年三月二十日及び九月二十日を支払期とし、各支払期において、その日以前六月間に属する利子を支払う。

十五

償還金額

平成二十九年三月二十日額面金額百円につき百円

十六

償還金額

日本銀行

十七

払込期日

平成二十九年五月十二日

十八

払込期日